



市章

大津市公報

令和8年5月1日
号外(第35号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 議会議長告示

6 大津市議会個人情報保護条例施行規程の一部改正..... 1

議会議長告示

大津市議会議長告示第6号

大津市議会個人情報保護条例施行規程(令和5年議会議長告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

大津市議会議長 草野聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(個人識別符号) 第3条 一略一 (1)~(13) 一略一 (14) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (15) 一略一 (16) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第5号の在留カードの番号</u> (17) 一略一	(個人識別符号) 第3条 一略一 (1)~(13) 一略一 (14) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> (15) 一略一 (16) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法 <u>第19条の4第1項第4号の在留カードの番号</u> (17) 一略一

附則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第3条第16号の改正規定は、同年6月14日から施行する。